



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地水利課）…………… 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林緑地課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 3
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 3
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 5
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（国際物流推進課）…………… 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課）…………… 6
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 8

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 8

教育委員会事項

- 平成26年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員…………… 11

## 告 示

### 沖縄県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった久米島町具志川土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、平成26年2月19日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年3月3日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所 久米島町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 沖縄県告示第104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、福嶺南地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年3月3日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

#### 沖縄県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良字西原地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年9月13日から平成26年2月4日まで
- 3 作業種類 公共測量（西原第3地区ほ場整備計画図作成）

#### 沖縄県告示第106号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域 国頭村、今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
  - (2) 期間 平成26年4月1日から同年6月30日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
  - (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届けること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
  - (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
  - (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第107号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年2月28日から同年3月14日まで読谷村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 発起人の住所及び氏名 読谷村字楚辺2252番地の2 比嘉弘政、読谷村字座喜味20番地 真栄田武
- 2 加入区 読谷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 読谷村漁業協同組合

沖縄県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成26年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 110号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字運天原657番39から 名護市字饒平名592番まで	9.1m ~ 44.7m	3453.4m
	名護市字運天原657番39から 名護市字饒平名592番まで	6.2m ~ 54.0m	2364.5m
新	名護市字運天原657番39から 名護市字饒平名592番まで	11.4m ~ 48.7m	2364.5m

沖縄県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成26年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	北中城村字比嘉719番から 北中城村字比嘉641番1まで	59.1m ~ 97.5m	40.9m

新	北中城村字比嘉697番3から 北中城村字比嘉641番1まで	59.1m ~ 261.9m	40.9m
---	----------------------------------	----------------	-------

沖縄県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成26年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字上原341番1から 西原町字上原341番1まで	32.7m ~ 34.1m	58.4m
新	西原町字上原341番1から 西原町字上原341番1まで	33.9m ~ 46.6m	58.4m

沖縄県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成26年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 110号線
- 2 供用開始の区間 名護市字運天原657番39から名護市字饒平名592番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月28日

沖縄県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町字宇江城
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年12月20日から平成26年3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（地図情報レベル1000の数値地形図データ作成）

沖縄県告示第113号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、那覇市から那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第114号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 名称 浦添大公園
- 2 位置 浦添市字伊祖
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成26年 2月28日

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年 4月18日まで縦覧に供する。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 2月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人そら
- 3 代表者の氏名 大城正幸
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市内間五丁目 3番19号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人が地域の人々と共に、地域社会の中で自立した日常生活をおくるために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための支援をする。そのため、障がいのある人の自立した社会参加の促進と地域生活支援事業の実施や、生活・就労支援、障がい者（児）福祉の啓発活動と障がい者（児）の権利擁護等、障がい者（児）の福祉向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年 2月28日から同年 6月28日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地 4 代表取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1番 1号 代表取締役 小林辰夫
- 3 届出年月日 平成26年 1月31日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限  
(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年2月28日から同年6月28日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地4 代表取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林辰夫
- 3 届出年月日 平成26年1月31日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 7,528平方メートル  
変更後 8,593平方メートル
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数  
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 512台  
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 608台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
変更前 位置 次の図のとおり、面積 81.57平方メートル  
変更後 位置 次の図のとおり、面積 84平方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
変更前 位置 次の図のとおり、容量 135.72立方メートル  
変更後 位置 次の図のとおり、容量 101.72立方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
  - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。）
- 5 変更する年月日 平成26年10月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南城都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県南城市大里字大城前田原、大里字大城平田原、佐敷字新里長作原、佐敷字新里竹枝原、玉城字船越相原、玉城字船越上間原、玉城字糸数世利田原、玉城字喜良原喜良原、玉城字親慶原下親慶原及び玉城字親慶原仲田原地内
  - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 区域区分（若狭1丁目地先地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市若狭1丁目
- 3 縦覧期間 平成26年2月28日から同年3月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 泊・新港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市若狭1丁目
- 3 縦覧期間 平成26年2月28日から同年3月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年 2月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・4号伊差川線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 名護市大北一丁目
- 3 縦覧期間 平成26年2月28日から同年3月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び名護市建設部建設計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・1号南部東道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南城市大里字大城、玉城字船越、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字親慶原及び佐敷字新里
- 3 縦覧期間 平成26年2月28日から同年3月14日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南城市産業建設部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月4日 沖縄県指令土第763号、平成25年5月13日 沖縄県指令土第716号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字安里糸無名原577番1ほか8筆及び字世名城新謝原1584番ほか31筆（2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 緑地広場
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字根差部724番地4 株式会社豊神建設 代表取締役 上原進
- 5 検査済証番号 平成26年2月17日 第4076号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月10日 沖縄県指令土第819号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良97番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数615番地4 プレミアールマンション205号 津嘉山善幸、豊見城市字嘉数615番地4 プレミアールマンション205号 津嘉山幸恵
- 5 検査済証番号 平成26年2月20日 第4077号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月25日

## 病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号



沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 2月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（給料の調整額）

**第7条** 給与条例第4条の規定により給料の調整を行う職は、別表第11の2の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第11の3に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第11の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあつては当該額に算出率を、再任用短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第11の次に次の2表を加える。

**別表第11の2（第7条関係）**

給料の調整額の支給対象及び調整数

勤務箇所	職員	調整数	
病院（精和病院を除く。）	(1) 看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）で精神病棟又は結核病棟において看護補助業務に従事するもの	0.175	
	(2) 看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）で手術室において看護補助業務に従事するもの	0.15	
	(3) 看護補助員で精神病棟又は結核病棟の雑役業務に従事するもの	0.125	
	(4) 看護補助員で病理解剖の補助業務に従事するもの		
	(5) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者又は外来患者に直接接する病理細菌技術者	0.125	
	(6) 放射線による治療その他放射線照射の業務を入院患者又は外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者		
	(7) 心理判定員及び作業療法技術職員（精神病患者の心理療法又は作業療法に直接従事することを本務とする者に限る。）		
	(8) 結核病棟、精神病棟又は救命救急センターに勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師		
	病院（精和病院を除く。）	(9) 看護補助員で手術室の雑役業務に従事するもの	0.1
		(10) 手術室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	
(11) 内視鏡室、透視室、核医学室、CT室、MRI室、血管造影室、血管造影・CT診断室又は放射線照射治療室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（中部病院又は南部医療センター・こども医療センターに勤務する者に限る。）			
病院（精和病院を除く。）	(12) 集中治療病棟、新生児集中治療病棟又は小児集中治療病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	0.075	
	(13) 看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）で看護補助業務に従事するもの（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）		
	(14) 理学療法技術職員		
	(15) 看護補助員で雑役業務に従事するもの（(3)及び(9)に掲げる者を除く。）		
病院（精和病院を除く。）	(16) 施設管理技士	0.075	

	(17) 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（(8)、(10)、(11)及び(12)に掲げる者を除く。） (18) 薬剤師、栄養士、視能訓練士、聴検士、臨床工学士及び作業療法技術職員（(7)に掲げる者を除く。）	0.05
精和病院	(1) 看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）で看護補助業務に従事するもの	0.175
	(2) 急性期の閉鎖病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師 (3) 看護補助員で雑役業務に従事するもの	0.15
	(4) 病理細菌技術者及び診療放射線技術者 (5) 心理判定員及び作業療法技術職員 (6) 看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（(2)に掲げる者を除く。）	0.125
	(7) 看護部長及び副看護部長 (8) ケースワーカー	0.1
	(9) 薬剤師 (10) 施設管理技士	0.075
	(11) (1)から(10)までに掲げる職員以外の職員	0.05

別表第11の3（第7条関係）

ア 病院事業行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,400円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,100円
7 級	12,000円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

イ 病院事業医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,600円
5 級	10,500円
6 級	11,200円

ウ 病院事業医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,300円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

エ 病院事業現業業務従事職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	7,400円
3 級	8,400円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

附 則

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

## 教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 4 号

平成26年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員を次のように定める。

平成26年 2月28日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

1 沖縄県立特別支援学校高等部（沖縄県立沖縄盲学校高等部の専攻科を除く。）

学校名	学科	一般		重複		訪問	
		学級	定員	学級	定員	学級	定員
沖縄盲学校	普通科	1	8	1	3	—	—
沖縄ろう学校	普通科	1	8	1	3	—	—
名護特別支援学校	普通科	3	24	2	6	1	3
美咲特別支援学校	普通科	6	48	4	12	—	—
美咲特別支援学校はなさき分校	普通科	3	24	2	6	—	—

大平特別支援学校	普通科	6	48	5	15	—	—
島尻特別支援学校	普通科	7	56	5	15	—	—
西崎特別支援学校	普通科	3	24	2	6	—	—
宮古特別支援学校	普通科	2	16	2	6	1	3
八重山特別支援学校	普通科	2	16	1	3	1	3
桜野特別支援学校	普通科	1	8	1	3	1	3
泡瀬特別支援学校	普通科	1	8	5	15	1	3
鏡が丘特別支援学校	普通科	1	8	6	18	1	3
那覇特別支援学校	普通科	1	8	2	6	—	—
森川特別支援学校	普通科	1	8	1	3	1	3
計		39	312	40	120	7	21

(注1) 大平特別支援学校の一般学級の入学定員には、久米島高等学校分教室の入学定員を含む。

(注2) 鏡が丘特別支援学校の重複障害学級及び訪問学級の入学定員には、高等部分教室の入学定員を含む。

(注3) 島尻特別支援学校及び宮古特別支援学校の入学定員には、それぞれ肢体不自由及び病弱の一般学級1学級分を含む。

(注4) 沖縄高等特別支援学校の入学定員(中部農林高等学校分教室、陽明高等学校分教室及び南風原高等学校分教室の入学定員を含む。)については、別に定める。

## 2 沖縄県立沖縄盲学校高等部の専攻科

学科	学級	定員
保健理療科	1	10
理療科	1	10
計	2	20

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---